

御成敗式目

第一条

一、神社を修理し、祭祀を専らにすべき事

右、神は人の敬ひによつて威を増し、人は神の徳によつて運を添ふ。然れば則ち恒例の祭祀は陵夷（**|| 衰退**）を致さず、如在（**|| 神を祭る**）の礼奠（**|| 供物**）は怠慢せしむるなかれ。これによつて関東御分の国々ならびに庄園に於ては、地頭神主ら各（おのおの）その趣を存し、精誠を致すべきなり。兼てまた有封（**|| 封戸のある**）の社に至つては、代々の符（**|| 太政官符**）に任せ、小破の時は且（かつ）修理を加へ、もし大破に及び子細を言上せば、その左右（**|| 状況**）に随てその沙汰（**|| 指示**）あるべし。

第二条

一、寺塔を修造し、仏事等を勤行すべき事

右、寺社異なると雖も崇敬これ同じ。よつて修造の功、恒例の勤め、宜しく先条に准じ後勤（**|| 後日の咎め**）を招ぐことなかるべし。但し恣（ほしいまま）に寺用を貪り（**|| 私用に回して**）、その役を勤めざるの輩に於ては、早く彼の職を改易せしむべし。

第三条

一、諸国守護人奉行（**|| 守護の権限**）の事

右、右大将家の御時定め置かるゝ所は、大番（**|| 京都の警備**）催促、謀叛、殺害人へ付、夜討、強盗、山賊、海賊（**|| 承久の乱の後に付け加へられた**）等の事なり。しかるに近年に至りて代官を郡郷に分補（**|| 任命**）し、公事（**|| 年貢以外の雑税や賦役**）を庄保（**|| 莊園と保つまり国衙領**）に宛て課（おほ）（**|| 課税**）せ、国司に非ずして国務（**||**

国の支配権を妨げ、地頭に非ずして地利を貪る（Ⅱ国司や地頭の権限を奪つてゐる）。所行の企て甚だ以て無道なり。

そもそも重代の御家人（Ⅱ在地領主）たりと雖も、当時（Ⅱ現在）の所帯（Ⅱ領地）無き者は、^{かけもよほ}驅催（Ⅱ大番役）すことあたはず。兼てまた所々の下司（Ⅱ莊園の管理人、多くは武士である。領所・領家が上司）庄官以下、その名を御家人に仮りて（Ⅱ御家人を自称して）、国司領家（Ⅱ莊園領主）の下知と対捍（Ⅱ對抗）すと云々。しかる如きの輩は、守護役（Ⅱ大番役）を勤むべきの由^{よし}たとへ望み申すと雖も一切催（Ⅱ採用）を加ふべからず。

早く右大将家御時の例に任せ、大番役ならびに謀叛殺害の外、守護の沙汰（Ⅱ権限）を停止せしむべし。もしこの式目に背き自余の事に相交る者、或は国司領家の訴訟により、或は地頭土民の愁鬱（Ⅱ愁訴）につき、非法の至り顕然たる者は、

所帯の職を改められ穩便の輩^{ともから}を補^ほ（Ⅱ任命）すべきなり。また代官に至つては一人^{いちにん}を定むべきなり。

第四条

一、同じく守護人、事の由を申さず、罪科の跡（Ⅱ罪人の所有物）を没収する事

右、重犯の輩出来の時は、須^{すべから}く子細を申し左右^{さう}（Ⅱ指示）に随ふべきのところ、実否を決せず、軽重を糺^{ただ}さず、恣^{ほしいまま}に罪科の跡と称して私に没収せしむるの条、理不尽の沙汰甚だ自由の奸謀（Ⅱ奸計）なり。早くその旨を注進し、宜しく裁断を蒙るべし。なほ以て違犯する者は罪科に処せらるべし。

次に、犯科人（Ⅱ罪人）の田畠在家ならびに妻子資財の事。重科の輩に於ては守護所（守護の役所）に召し（Ⅱ逮捕、以下多くの場合同じ）渡

すと雖も、田宅妻子雑具に至つては付け渡すに及ばず。兼てまた同類（**Ⅱ共犯者**）の事。たとへ白状（**Ⅱ自白書面**）に載すると雖も、財物（**Ⅱ盗品の現物**）無くば更に沙汰の限りに非ず。

第五条

一、諸国地頭、年貢所当（**Ⅱ収めるべき年貢**）を拘留（**Ⅱ横領**）せしむる事

右、年貢を抑留するの由、本所（**Ⅱ領主、荘園の名義人**）の訴訟有らば、即ち結解（**Ⅱ精算**）を遂げ勘定（**Ⅱ本所が調査結果を記載した上申書**）を請ふべし。犯用（**Ⅱ盗用**）の条もし遁るゝところ無き者は、員数に任せて（**Ⅱ数量どほり**）これを弁償すべし。但し少分たるに於ては早速沙汰を致すべし。過分に至る者は三箇年中に弁済すべきなり。なほこの旨に背き難渋せしむる者は、所職（**Ⅱ地頭職**）を改めらるべきなり。

第六条

一、国司領家（**Ⅱここでは本所**）の成敗は、関東御口入（**Ⅱ口出し、介入**）に及ばざる事

右、国衙庄園神社仏寺、本所（**Ⅱ荘園の名義人**）の進止（**Ⅱ命令**）として沙汰（**Ⅱ決定**）し來るに於ては、今更御口入に及ばず。もし申す旨（**Ⅱ幕府に提訴**）ありと雖も 敢て敘用（**Ⅱ採用**）するあたはず。

次に、本所の拳状（**Ⅱ推薦状、裁判権の幕府への委嘱**）を帯びず越訴（**Ⅱ幕府による裁判を不当に要求する**）致す事、諸国庄園ならびに神社仏寺領は本所の 拳状を以て訴訟を経べきのところ、その状を帯びざる者は、既に道理に背く歟（**Ⅱなり。疑問ではなく強い肯定**）。自今以後成敗に及ばず。

第七条

一、右大将家以後代々の將軍ならびに二位殿
(**北条政子**) 御時宛て給はれし所領等、本主
(**旧主**) の訴訟により改補 (**解任**) せらるゝ
や否やの事

右、或は勲功の賞に募り、或は宮仕 (**幕府**
への奉功) の勞によつて拝領の事、由緒 (**正当**
性) 無きに非ず。しかるに先祖の本領 (**旧領**
地) と 称し裁許 (**勝訴**) を蒙るに於ては、一
人たとへ喜悦の眉を開くと雖も、傍輩 (**御家**
人) も定めて安堵の思ひを成し難き歟。濫訴の輩
停止せらるべし。但し、当時 (**現在**) の給人
(**所有者**、**知行人**) 罪科あるの時、本主その
次 (**機会**) を守り (**見定めて**)、訴訟を企
つる事は、禁制することあたはざる歟。

次に、代々の御成敗畢りて後、申し乱らんと
擬する (**企てる**) の事。その理無きによつて棄
て置かるゝの輩、歳月を歴るの後、訴訟を企つる
の条、存知の旨 (**動機**)、罪科輕からず。自今

以後、代々の御成敗を顧みず、猥りに面々 (**各**
自) の濫訴を致す者は、須すべからく不実の子細を以て、
帯ぶる所の証文に書き載せらるべし。

第八条

一、御下文 (**幕府の出した権利証書**) を帯ぶ
ると雖も知行せしめず年序 (**年数**) 経たる所領
の事

右、当知行 (**現在の実効支配**) の後、廿箇
年を過ぎたる者は、右大将家の例に任せ、理非を
論ぜず、改替するあたはず。而るに知行の由を申
し (**嘘**について) 御下文を掠め給はるの輩、彼
の状 (**御下文**) を帯ぶと雖も叙用 (**採用**) す
るに及ばず。

第九条

一、謀叛人の事

右、式目の趣、兼日あらかじめに定め難き歟。且先例に任せ、且時議（**時宜**）によつてこれを行はるべし。

第十条

一、殺害刃傷の事へ付、父子の咎、相互に懸けらるゝや否やの事

右、或は当座の諍論により、或は遊宴の酔狂によつて、不慮の外（**過失でなく**）にもし殺害を犯す者は、その身死罪に行はれ、ならびに（**もしくは**）流刑に処せられ、所帯没収せらるゝと雖も、その父、その子相交はらざる者は、互にこれを懸くべからず。

次に、刃傷の科の事も同じくこれに准ずべし。

次に、或は子、或は孫、父祖の敵を殺害する

に於ては、父祖たとへ相知らずと雖も、その罪に処せらるべし。父祖の憤りを散ぜんがため、忽ち宿意を遂ぐる故なり。

次に、もし人の所職を奪はんと欲し、もし人の財宝を取らんとなし、殺害を企つと雖も、その父知らざるの由、在状（**さうであること**）分明の者は、縁座（**連座**）に処すべからず。

第十一条

一、夫の罪過によつて、妻女の所領没収せらるゝや否やの事

右、謀叛殺害ならびに山賊海賊夜討強盜等の重科に於ては、夫の咎に懸かるべきなり。但し当座の口論により、もし刃傷殺害に及べばこれを懸くべからず。

第十二条

一、悪口咎の事

右、鬪殺の基^{もと}は悪口より起る。その重き者は流罪に処せされ、その軽き者は召し籠めらるべきなり。問注（**|| 裁判**）の時悪口を吐けば、則ち論所（**|| 争点の領地**）を敵人に付けらるべし。また論所の事、その理無き者は、他の所領を没収せらるべし。もし所帯なき者は、流罪に処せられるべきなり。

第十三条

一、人を殴つ咎の事

右、打擲せらるゝの輩はその恥を雪^{そそ}がんだため定めて害心を露す歟。人を殴^うつ科、甚だ以て輕からず。よつて侍（**|| 武士**）に於ては所領を没収せらるべし。所帯無き者は流罪に処すべし。郎從以下（**|| 家来**）に至つては、その身を召し禁ぜし

むべき也。

第十四条

一、代官（**|| 守護代、地頭代**）の罪科は主人に懸かるや否やの事

右、代官の輩、殺害以下の重科あるの時、件の主人その身を召し進（**|| 差出**）れば主人に科を懸くべからず。但し代官を扶^{たす}くるために、咎無きの由を主人陳じ申すのところ、実犯露^{たす}顯せば、主人その罪遁^{のが}れ難し。よつて所領を没収せらるべし。彼の代官に至つては召し禁（**|| 逮捕監禁**）ぜらるべきなり。

兼てまた代官、或は本所（**|| 莊園の名義人**）の年貢を抑留し、或は先例の率法^{しうぽう}（**|| 割合の規定**）に違背する者は、代官の所行たりと雖も主人にその過^{とが}を懸くべきなり。

しかのみならず

加之 代官もし本所の訴訟により、もしくは訴人（Ⅱ原告）の解状（Ⅱ訴状）につき、関東よりこれを召され、六波羅よりこれを催（Ⅱ呼出）さるゝの時、参決（Ⅱ申し開き）を遂げず、なほ張行（Ⅱ強行）せしむる者は、同じくまた主人の所帯を召さるべし。但し、事の躰に随ひて軽重あるべき歟。

第十五条

一、謀書（Ⅱ文書偽造）の罪科の事へ付、論人（Ⅱ被告）の所帯する証文を以て謀書と称する事

右、侍に於ては所領を没収せらるべし。もし所帯なき者は遠流に処せらるべきなり。凡下（Ⅱ武士以外）の輩火印をその面に捺さるべきなり。執筆の者もまたともに同罪たり。

次に論人（Ⅱ被告）所帯（Ⅱ所持）の証文を

以て謀書たるの由、多く以てこれを称す。披見のところ、もし謀書たらば、最も先条に任せその科あるべし。また文書の紕繆（Ⅱ誤謬）無くば、謀略の輩（Ⅱ偽つて相手の文書偽造を言ひたてた者）に仰せて神社仏寺の修理に付せらるべし。但し無力の輩（Ⅱ財力のない者）に至つては、その身を追放せらるべきなり。

第十六条

一、承久兵乱の時の没収地の事

右、京方（Ⅱ京都側に味方した）の合戦を致すの由、聞しめし及ぶによつて、所帯を没収せられし輩、その過無きの旨、証拠分明ならば、その替を当給人（Ⅱ現在の所有者）に宛て給ひ、本主（Ⅱ本来の持ち主）に返し給ふべきなり。これ則ち、当給人に於ては勲功の奉公あるの故なり。

次に、関東御恩の輩の中、京方の合戦に交は

りし事、罪科殊に重し。よつて即ちその身を誅せられ、所帯を没収せられ畢んぬ。しかるを自然（**Ⅱ万に一つ**）の運によつて遁れ来るの族、近年間こしめし及ぶ者、緯すで違期（**Ⅱ時期が過ぎた**）の上、もつとも寛宥（**Ⅱ寛恕**）の儀につき、所領内を割き五分の一を没収せられるべし。但し、御家人のほかには下司庄官の輩は、京方の咎、縦へ露頭すると雖も、今更改沙汰（**Ⅱ解雇**）することあたはざるの由、去年議定せられ畢んぬ、者（**Ⅱと言へば**）異儀に及ばず。

次に、同じく没収の地を以て、本領主（**Ⅱ本来の領主**）と称し訴へ申す事。当知行の人その（**Ⅱ本領主**）過あるによりてこれを没収し、勲功の輩に宛て給ひ畢んぬ。しかるを、彼の時（**Ⅱ承久の乱後**）の知行の者は非分（**Ⅱ分不相応**）の領主なり相伝の道理に任せてこれを返給すべきの由、訴へ申すの類、多くその聞こえあり。既に彼の時の知行につきて、あまねく没収せられ畢んぬ。何ぞ当時（**Ⅱ現在**）の領主を閣きて、往代（**Ⅱ**

昔）の由緒を尋ぬべけんや。自今以後、濫望を停止すべし。

第十七条

一、同じ時の合戦の罪科は父子各別（**Ⅱ別々**）なる事

右、父は京方に交ると雖もその子関東に候じ、子は京方に交ると雖もその父関東に候ずるの輩は、賞罰すでに（**父と子で**）異なり、罪科なんぞ混からん。また西国の住人等は父たりと雖も子たりと雖も、一人京方参ぜし者は、住国の父子その咎を遁るべからず。同道せずと雖も、同心せしむるによつてなり。但し行程境遙かにして音信通じ難く、共に子細を知らざる者は、互ひに罪科に処せられ難からん歟。

第十八条

一、所領を女子に譲り与へたる後、不和の儀あるによつて、その親悔い還す（**|| 取り戻す**）や否やの事

右、男女の号異なると雖も、父母の恩これ同じ。法家（**|| 律令の法律家**）の倫（**|| 言ひ分**）申す旨有りと雖も、女子則ち悔い還（**|| 取り戻**）さざるの文に頼みて、不孝の罪業憚るべからず。父母また敵対の論に及ぶを察し、所領を女子に譲るべからざる歟。親子義絶の起りなり、既に教令（**|| 親の言付け**）違犯の基なり。女子もし向背（**|| 裏切り**）の儀有らば、父母宜しく進退（**|| 自由**）の意に任すべし。これによつて、女子は讓状（**|| 相続の証明書**）を全うせんがため忠孝の節を竭し、父母は撫育を施さんがため慈愛の思ひを均しうする（**|| 変へない**）ものならん歟。

第十九条

一、親疎（**|| 血縁の無い者が**）を論ぜず眷養

（**|| 所領を譲られた**）せらるゝ輩、本主の子孫に違背する事

右、人を頼（**|| 人の保護下にある**）むの輩、親愛せらるれば子息の如く、然らずばまた郎従の如き歟。ここに彼の輩、忠勤を致さしむるの時、本主その志に感嘆するの余り、或は宛文を渡し、或は讓状を与ふるのところ、和与（**|| 相続ではなく贈与**）の物と称して本主の子孫に対論（**|| 敵対**）するの条、結構（**|| 企て**）の趣甚だ然るべからず。媚を求むるの時は、且は子息の儀を存し、且は郎従の礼を致し、向背の後は、或は他人の号を仮り（**|| 他人への贈与として**）或は敵対の思ひを成し、忽ち先人の恩顧を忘る。本主の子孫に違背せば、譲りを得たるの所領に於ては、本主の子孫に付せらるべし。

第二十条

一、讓状を得るの後、その子父母に先んじ死去

せし跡の事

右、その子見存（**〓現存**）せしむと雖も、悔い還さしむるに至つては何の妨げ有らんや。況や子孫死去の後は、只父祖の意に任すべきなり（**〓代襲相続にならない**）。

第二十一条

一、妻妾、夫の譲を得、離別せらるゝの後、彼の所領を領知するや否やの事

右、その妻重科あるによつて棄捐きえんせらるゝに於ては、たとへ往日の契状（**〓譲状**）有りと雖も、前夫の所領を知行し難し。また彼の妻功有りて過無く、新しき（**〓新しい妾**）を賞し旧きを棄てば、讓る所の所領悔い還すあたはず。

第二十二条

一、父母所領配分の時、義絶に非ずと雖も、成人の子息に譲り与へざる事

右、その親成人の子を以て吹挙すいきよ（**〓幕府に推挙**）せしむるの間、勤厚きんこうの思ひを励まし劳功（**〓功劳**）を積むのところ、或は継母の讒言につき、或は庶子の鍾愛により、その子（**〓成人の子**）義絶せられずと雖も、忽ち彼の処分（**〓財産分与**）に漏る。侘僚たぐさ（**〓落ちぶれること**）の条、非抛（**〓非道**）の至りなり。よつて今立つる所の嫡子（**〓相続人**、弟がなることもある）の分を割き、五分一を以て無足（**〓無給**）の兄に宛て給るべきなり。但し少分たりと雖も計らひ宛つるに於ては、嫡庶を論ぜず（**〓嫡子庶子いづれの場合も**）、宜しく証跡（**〓譲状の文面**）によるべし。抑も嫡子（**〓長男**）たりと雖もさしたる奉公（**〓幕府勤務**）無く、また不孝の輩に於ては、沙汰の限りに非ず。

第二十三条

一 女人養子（女がとる養子）の事

右、法意（**律令**）の如くばこれを許さずといへども、右大将家の御時以来当世に至るまで、その子なきの女人（**未亡人**）ら所領（**夫から譲られた領地**）を養子に譲り与ふる事、不易の法（**先例**）**勝計**（**全てを数える**）すべからず。しかのみならず都鄙の例先蹤（**慣習**）これ多し。評議のところもつとも信用に足る歟（**足るなり**）。

第二十四条

一、夫の所領を譲り得たる後家、改嫁（**再婚**）せしむる事

右、後家たるの輩、夫の所領を譲り得ば、**須**く他事を抛なげうちて夫の後世を訪いひかへふべきのところ、式目（**道理**）に背く事その咎無きに非ざ

る歟（**咎が必ずある**）。しかして忽ち貞心を忘れ改嫁せしめば、得る所の領地を以て亡夫の子息に宛て給るべし。もしまた子息無くば別の御計らひあるべし。

第二十五条

一、関東御家人、月卿（**公卿**）雲客（**殿上人**）を以て婿君（**公武通婚**）となし、所領を譲るによつて、公事足（**賦役**、兵役の義務のある領地）減少の事

右、所領に於ては彼の女子に譲り各別（**独立**）せしむると雖も、公事に至つてはその分限（**所領**）に随ひて省（**割り当て**）き宛てらるべきなり。親父存する日は、たとへ優恕（**宥恕**）の儀を成し宛て課せず（**親が代行する**）と雖も、逝去の後はもつとも催勤（**賦役を實行**）せしむべし。もし權威（**嫁入り先の京都の公家**）に募り勤仕せざる者は、永く件の所領を辞退

せらるべき歟。凡そ関東祇候（し）將軍家宮仕、京都に行かずに鎌倉にゐる）の女房たりと雖も、敢へて殿中（し）將軍の居場所）平均（へい）（ぜん）（ぜん）の公事に泥（な）（な）（ど）（ど）（こ）（ほ）（る）むなかれ。この上なほ難渋せしむる者は、所領を知行すべからず。

第二十六条

一、所領を子息に譲り、安堵の御下文（し）幕府による相続の承認）を給はるの後、その領を悔い還し、他の子息に譲り与ふる事

右、父母の意に任すべきの由、具（つ）（ぐ）に以て先条（し）十八条と二十条）に載せ畢んぬ。よつて先判（せん）（はん）（し）（ん）の譲に就きて安堵の御下文を給はると雖も、その親これを悔い還し、他の子息に譲り与ふるに於ては、後判（こう）（はん）（し）（ん）の譲に任せて御成敗（し）（ん）（け）（い）（さ）（い）（し）（ん））あるべし。

第二十七条

一、未処分の跡の事

右、且は奉公の浅深に随ひ、且は器量（し）（り）（り）（やう））（し）（ん）（能）（力）の堪否（かん）（ぶ））（し）（ん）（有）（無））を糺（ただ）し、各時宜に任せて分ち宛てらるべし。

第二十八条

一、虚言を構へ、讒訴を致す事

右、面を和らげ言を巧み、君を掠（かす）（し）（ん）（ぐ））（し）（ん）（あ）（ざ）（む）く）め人を損ずるの属（たく）（ひ））、文籍載する所（もん）（じやく））（し）（ん）（昔）（の）書物を見れば）、その罪甚だ重し。世のため人のため誠めざるべからず。所領を望まんがため讒訴を企てる者は、讒者の所領を以て他人（をん）（ん））（し）（ん）（第）（三）者）に宛て給ふべし。所帯無き者は遠流に処すべし。官途（し）（ん）（他人）（の）（仕）（官））を塞がんがため讒言を構ふる者は、永く彼の讒人を召仕ふべからず。

第二十九条

一、本奉行人を闇きて、別人に付きて訴訟を企つる事

右、本奉行人（**〓担当の裁判官**）を闇さしおきて、更に別人に付きて内々訴訟を企つるの間、参差（**〓食ひ違ひ**）の沙汰（**〓判決**）不慮にして出来せん歟。よつて訴人に於ては暫く裁許（**〓判決**）を抑へらるべし。執申人（**〓別の人に取次ぐ人**）に至つては、御禁制あるべし。奉行人もし緩怠せしめ、空しく二十箇日を経ば、庭中（**〓法廷**）に於てこれを申すべし。

第三十条

一、問注（**〓ここでは裁判**）を遂ぐるの輩、御成敗を相待たず、権門（**〓有力者**）の書状を執り進む事

右、裁許（**〓勝訴**）に預るの者は強縁の力を悦び、棄て置かるゝの者は権門の威を愁ふ。ここに得理の方人（**〓味方**、**〓ここは勝訴した人**）は頻りに扶持（**〓手助け**）の芳恩と称し、無理の方人（**〓敗訴した人**）は窃かに憲法の裁断（**〓公正な裁判**）を猜む（**〓疑心**）。政道を贖けがすこと職しやくとして（**〓もつぱら**）これに由る。自今以後慥たしかに停止すべきなり。或は奉行人（**〓裁判官**）に付き、或は庭中（**〓法廷**）に於て、これを申さしむべき。

第三十一条

一、道理無きによつて御裁許を蒙らざる輩、奉行人偏頗へんぱ（**〓えこひいき**）をなすの由訴へ申す事

右、その理（**〓道理**）無きによつて裁許（**〓勝訴**）に関あづからざるの輩、奉行人の偏頗たるの由を構へ申す（**〓強弁**）の条、太はなはだ以て濫吹らんすい（**〓狼藉**）なり。自今以後、不実を構へ出て濫訴を企つる者は、所領の三分一を収公うけと（**〓没収**）せ

らるべし。所帯無き者は追却（**Ⅱ追放**）せらるべし。もしまた奉行人その誤り有らば、永く召仕へらるべからず。

第三十二条

一、盗賊悪党を所領の内に隠し置く事

右、件の輩、風聞有りと雖も、露頭せざるによつて断罪にあたはず、炳誠（**Ⅱ懲戒**）を加へず。しかるに国人等差し申す（**Ⅱ告発**）のところ、召上ぐるの時はその国無為なり、在国の時はその国狼藉なり（**Ⅱ評判の悪党を証拠がないので罰せず**）にゐるが、鎌倉に呼び出してゐる間は平穩で、その国にゐるときは不穩である）と云々。よつて縁辺（**Ⅱ鎌倉の外**）の凶賊に於ては、証跡（**Ⅱこの事実**）に付きて召禁（**Ⅱ逮捕**）ずべし。また地頭等賊徒を隠し置くに至つては、同罪たるべきなり。先づ嫌疑の趣に就きて地頭を鎌倉に召し置き、彼の国落居（**Ⅱ泥棒が逮捕されて平穩になる**）せざ

るの間は身暇を給ふ（**Ⅱ返す**）べからず。

次に守護使（**Ⅱ守護の使者、警官**）の入部（**Ⅱ立ち入り**）を停止せらるゝ所々（**Ⅱ神社などの莊園**）の事、同じく悪党ら出来の時は不日（**Ⅱすぐに**）守護所に召し渡すべきなり。もし拘惜（**ⅡくしやくⅡかくまふ**）に於ては、且は守護使を入部せしめ、且は地頭代を改補（**Ⅱ解任**）すべきなり。もしまた代官を改めずば、地頭職を没収せられ、守護使を入れらるべし。

第三十三条

一、強窃二盗の事。付、放火人の事

右、既に断罪の先例有り。何ぞ猶余（**Ⅱ猶予**、ためらひ）の新儀（**Ⅱ評議**）に及ばんや。次に放火人の事、盗賊に準拠し、宜しく禁遏（**きんあつⅡ拘禁**）せしむべし。

第三十四条

一、他人の妻を密懐（**密通**）する罪科の事

右、強姦和姦を論ぜず人妻を懐抱（**くわいは**
う **性交**）するの輩、所領半分を召され、出仕を
罷めらるべし。所帯なき者は遠流に処すべきなり。
女の所領同じくこれを召さるべし。所領なくばま
た配流せらるべきなり。次に道路の辻に於て女を
捕ふる事（**強姦**）、御家人に於ては百箇日の間
出仕を止むべし。郎従以下に至つては、右大將家
の御時の例に任せ、片方の鬢髪（**びんぱつ** **頭**
髪）を剃り除く（**丸坊主にする**）べきなり。た
だし、法師（**坊主**）の罪科に於ては、その時に
当りて斟酌せらるべし。

第三十五条

一、度々召文を給ふと雖も参上せざる科の事

右、訴状に就きて召文（**呼び出し状**）を遣
はす事三箇度に及び、なほ参決せざるは、訴人
（**原告**）理有らば直ちに裁許（**勝訴**）せらる
べし。訴人理無くば、また（**第三者**）に給ふべ
きなり。但し、（**被告の**）所従牛馬ならびに雑
物等に至つては、員数に任せて糺し（**調べて**）
返され、（**呼び出しに**）**応じなかつた被告は**）寺
社の修理に付せらるべきなり。

第三十六条

一、旧き境を改め、相論を致す事

右、或は往昔の堺（**境界**）を越え、新儀の
案（**謀計**）を構へてこれ（**往昔の堺**）を妨げ、
或は近年の例を掠め（**無視して**）、古き文書^{もんじょ}を
捧げてこれを論ず。裁許（**勝訴**）に預らずと雖
も指せる損無きの故、猛悪の輩ややもすれば謀訴
を企つ。成敗の処（**裁判所**）その煩ひ無きに非
ず。自今以後、実検使を遣し、本跡（**正当な境**

界)を糾明し、非擲の訴訟をなす者は、境を越えて論を成すの分限(Ⅱ面積)を相計らひ、訴人領地の内を割き分ちて論人の方へ付けらるべきなり。

第三十七条

一、関東の御家人が京都(Ⅱ天皇、朝廷)に申し、傍官(Ⅱ同じ莊園の中の同僚の御家人)の所領の上司(うはづかさⅡ領所、領家)を望補(Ⅱ自分の任命を要求)する事

右、右大将家の御時一向に停止せられ畢んぬ。

而して近年以降自由(Ⅱ自分勝手)の望を企て、^{ただ}啻に禁制に背くのみならず、喧譁に^{およ}罩ばしめん歟。自今以後、濫望(Ⅱ濫妨)を致すの輩^{ともから}に於て、所領一所を召(Ⅱ没収)さる可き也。

第三十八条

一、惣地頭(Ⅱ名主を総轄するため幕府が派

遣した地頭)、所領内名主職を押妨する事

右、惣領を給はるの人(Ⅱ惣地頭)所領内と称して各別(Ⅱ統轄権限外)の村を掠め領する事、所行の企て罪科遁れ難し。ここに別(Ⅱ特別)の御下文を給はり、名主(みやうしゆⅡ莊園の管理人)職たりと雖も、惣地頭もし^{ひま}尪弱(おうじやくⅡ弱体、幼少)の隙を伺ひ、限りある沙汰(Ⅱ正当な権限)の外、非法を巧み^{たく}濫妨(Ⅱ掠奪)を致さば、別納(Ⅱ惣地頭を通さず年貢を納める)の御下文を名主に給ふべきなり。

名主また事を左右に寄せて(Ⅱ自分勝手をする)、先例を顧みず、地頭に違背せば、名主職を改めらるべきなり。

第三十九条

一、官爵(Ⅱ何位であるか)所望の輩、関東の御一行(Ⅱ推薦状)を申し請くる事

右、成功（じやうごう）朝廷から金銭で官位を買心（を召さるゝの時、所望の人を注し申さゝ者（リリストアップ）は、既にこれ公平なり。よつて沙汰の限りに非ず。昇進のため拳状（幕府の推薦状）を申す（申請する）事、貴賤を論ぜず一向これを停止すべし。但し、受領・検非違使（朝廷に権利が有る官職）に申すの輩、理運（幸運にも任命される）たるに於ては、御拳状に非ずと雖も、ただ御免（幕府の許可）あるの由仰せ下さるべき歟。兼てまた新叙の輩、巡年（毎年）廻り来り、朝恩に浴する者は制限あらず。

第四十条

一、鎌倉中の僧徒、恣に官位を諍心事

右、綱位（僧侶の高位につくこと）によつて藤次（らつし）年功の序（を乱すの故に、猥り

に自由の昇進を求め、いよいよ僧綱（そうがう）高位の僧（の員数を添（増す）心。宿老有智の高僧たりと雖も、少年無才の後輩に越さる。即ちこれ且は衣鉢の資を傾け、且は経教の義に乖（そむ）く者なり。自今以後、免許を蒙らず昇進の輩、寺社の供僧（ぐそう）ここでは神社の僧侶）となる者は、彼の職を停廃せらるべきなり。御帰依（幕府付き）の僧たりと雖も同じく以てこれを停止せらるべし。この外（鎌倉以外）の禅侶（僧侶）は、偏に顧眄（こべん）の人（親近者）に仰せて、宜しく諷諫（ふうかん）それとなく）の誠あるべし。

第四十一条

一、奴婢雑人の事

右、右大将家御時の例に任せて、その沙汰無く（訴訟を起こさず）十箇年を過ぎば、理非を論ぜず改沙汰（所有主の変更）に及ばず。次に、

奴婢所生（しよせい）生んだの男女（子供）の事、法意（古法）の如くば子細有り（別の定めがあり、母の主人の所有）と雖も、同じき御時の例に任せ、男は父に付け（父母の所属が異なる場合には、父の主人の所有）、女は母に付く（母の主人の所有）べきなり。

第四十二条

一、百姓逃散の時、逃毀（とうき）犯罪者の財産没収と称して損亡（そんまう）損害を与へる）せしむる事

右、諸国の住民逃脱の時、その領主ら逃毀と称して、妻子を抑留し資財を奪ひ取る、所行の企て甚だ仁政に背く。もし召し決（百姓を連れ戻して事情を聞く）せられるところ、年貢所当の未済有らば、その償ひを致す（没収財産から）べし。然らざれば、早く損物を糺し返さるべし。但し、去留（領地に留まるかどうか）に於

ては宜しく民意（百姓の判断）に任すべきなり。

第四十三条

一、当知行と称して他人の所領を掠め給はり、所出物（年貢など）を貪り取る事

右、無実（不実）を搆へ掠め領する事、式目（道理）の推す所、罪科脱れ難し。よつて押領物に於ては早く糺し返さしむべし。所領（本人の所領）に至つては没収せらるべきなり。所領無き者は遠流に処せらるべし。

次に、当知行（実効支配）の所領を以て、指せる次（ついで）機会）無く安堵御下文を申し給（申請）はるの事。もしその次を以て始めて私曲（悪事）を致す歟（なり）。自今以後、停止せらるべし。

第四十四条

一、傍輩（**〓 他の御家人**）の罪過未断以前、彼の所帯（**〓 所領**）を競望（**けいばう** **〓 競ひ望む**）する事

右、劳效（**〓 功劳**）を積むの輩、所望を企つるは常の習ひなり。しかるに所犯（**〓 罪科**）あるの由、風聞せしむるの時、罪状未定のところ、件の所領を望まんがため、その人を申し沈めんと欲するの条、所為（**しよゐ** **〓 行動**）の旨敢て正義に非ず。彼の申状に就きてその沙汰あらば、虎口の讒言（**〓 人を陥れるための讒言**）蜂起（**〓 大量に起こり**）して絶ゆべからざる歟。たとへ理運（**〓 正当**）の訴訟たりと雖も、兼日（**〓 罪科決定前**）の競望を叙用（**〓 採用**）せられず。

第四十五条

一、罪過のよし披露の時、糺決せられず所職を改替する事

右、糺決（**〓 吟味、弁明**）の儀無く御成敗有らば、犯否を論ぜず、定めて鬱憤を貽（**のこ** **〓 残**）す歟（**〓 なり**）、てへれば早く淵底（**ゑんてい** **〓 罪科の真相**）を究め禁断（**〓 処罰**）せらるべし。

第四十六条

一、所領得替（**とくだい** **〓 交代**）の時、前司（**〓 前任**）新司（**〓 新任国司**）の沙汰の事

右、所当年貢に於ては新司（**〓 新任国司**）の成敗たるべし。私物雑具ならびに所従（**〓 従者**）馬牛等に至つては新司抑留に及ばず。況や恥辱（**〓 無礼**）を前司に与へしめば、別の過怠（**〓 刑罰**）に処せらるべきなり。但し、重科によつて（**〓 前司が**）没収せられば、沙汰の限りにあらず。

第四十七条

一、不知行（**〓実効支配してゐない**）の所領の文書を以て、他人に寄附（**〓譲渡**）。有力者を後ろ盾にして実効支配してゐない土地の所有権を得ようとする企て）する事へ付、名主職（みやうしゅ**〓莊園の管理人**）を以て本所（**〓莊園の名義人**）に相触（**〓連絡**）れず、権門（**〓有力者**）に寄進する事

右、自今以後寄附の輩に於ては、その身を追却（**〓追放**）せらるべきなり。請け取るのに至つては寺社の修理に付せらるべし。

次に、名主職を以て本所に知らしめず、権門に寄附するの事。自然（**〓時々**）これ有り。然る如きの族は、名主職を召し（**〓解任**）地頭に付（**〓引き渡す**）せらるべし。地頭無きの所は本所に付せらるべし。

第四十八条

一、所領を売買する事

右、相伝の私領を以て、要用（**〓必要**）の時、沽却（**〓売却**）せしむるは定法なり。而るに或は勲功に募り、或は勤勞によつて別の御恩（**〓恩領**）に預るの輩、恣に売買せしむるの条、所行の旨その科無きに非ず。自今以後、慥かに停止せらるべきなり。もしまた制符（**〓この禁令**）に背き沽却せしめば、売人と云ひ買人と云ひ、共に以て罪科に処せれるべし。

第四十九条

一、両方の証文理非顯然の時、対決を遂げんと擬する事

右、かれこれの証文の理非（**〓是非**）懸隔（**〓けんかく**）**〓顯然**）の時は、対決（**〓公判**）を遂げずと雖も、直ちに成敗あるべき歟。

第五十条

一、狼藉の時、子細を知らずその庭に出向く輩の事

右、同意（Ⅱ暴力行為に共謀）与力（Ⅱ加勢）の科に於ては子細に及ばず（Ⅱ当然である）。その軽重に至つては、兼て式条に定め難し、もつとも時宜によるべき歟。実否を聞かんがため、子細（Ⅱ事情）を知らずその庭（Ⅱ狼藉の現場）に出向く者は罪科に及ばず。

第五十一条

一、問状（もんじやうⅡ原告を通じて被告に出す尋問状）の御教書（みげうしよ）を帯び、狼藉を致す事

右、訴状に就きて問状を下さるゝは定例（Ⅱ

誰にでもあること）なり。しかして問状を以て狼藉（Ⅱ原告が問状を悪用）を致すこと、奸濫（Ⅱ脅迫、詐欺）の企て罪科遁れ難し。申す所顯然の僻事（Ⅱ悪事）ならば、問状を給すること一切停止せらるべし。

左記より引用させて頂きました。読みやすくするため縦書きに変更してあります。間違いがあるかも知れないので、必ずオリジナルを御参照ください。

<http://www.geocities.jp/hgonzaemon/goseibaishikimoku.html>